

外郭団体の課題（練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～より）

時代の変化に即した団体の位置づけが不明瞭です。
団体のマネジメント等に携わる職員が不足しています。
内容が関連または重複する事業を実施している団体があります。



区政改革推進会議からのご意見

外郭団体がサービスを担うことの必要性や意義があるはず。
外郭団体の積極的な存在意義・役割を、根本にさかのぼって見直す必要がある。
外郭団体の定義や位置づけを改めて明確にし、それを区民に伝えていくべき。
団体の設置目的に従って的確に役割が果たせるよう、区の関与のあり方を見直す必要がある。
外郭団体が行っている事業の整理、団体の統廃合を進める必要がある。



区政改革計画（取組 15 外郭団体を見直します）

- 1 外郭団体の役割と区の関与を見直します
 - 外郭団体の役割と定義
 - ・外郭団体がサービスを担う必要性、区や民間事業者等との役割分担を検証します。
 - ・外郭団体の定義を検証します。
 - 事業・団体の整理・再編
 - ・全ての団体について、事業を継続する必要性、外郭団体が実施する必要性を見直します。
 - ・設立意義が低下した団体、統合により事業の充実・発展や効果的な執行が可能となる団体を、整理・再編します。
 - 区の関与
 - ・補助金や委託料等の財政支援、職員派遣等の人的支援、団体に対する指導・監督など区の関与のあり方を見直します。
- 2 早期に着手すべき課題に取り組みます
 - 課題が明らかになっている団体の廃止・統合
 - ・みどりの機構と環境まちづくり公社、観光協会と産業振興公社、障害者就労促進協会と社会福祉協議会

見直しの方向性

- 1 外郭団体の役割
 - 外郭団体は、以下の事業を担うことにより区の業務を補完・代替し、良質で効果的な区民サービスを提供する
 - (1) 公共性・公益性を確保したうえで、区が実施するよりも柔軟性・専門性の観点から効果的・効率的に実施できる事業
 - (2) 公共性・公益性の観点から取組が必要な先駆的・先導的な事業で、採算面などの課題があることから民間事業者では実施が困難なもの
 - (3) 公共性・公益性を必要とする事業で、区民や地域活動団体、民間事業者に対して専門的な助言・指導あるいはコーディネートを行うもの
- 2 外郭団体の定義
 - 外郭団体の定義を廃止して、新たに「練馬区監理団体(以下「監理団体」という。)」と「報告団体」の定義を設ける
- 3 事業の見直しと団体の廃止・統合
 - (1) 団体の廃止・統合（当面の取組）
 - ア みどりの機構：環境まちづくり公社に移管する事業、廃止する事業、区が直接実施する事業に整理し、平成28年3月に解散した
 - イ 観光協会：平成29年4月を目途に、産業振興公社に移管する事業、廃止する事業、区が直接実施する事業に整理する
 - ウ 障害者就労促進協会：平成30年4月を目途に、社会福祉協議会との統合に向けた検討を進める
 - (2) さらなる見直しに向けた取組
 - ア 事業見直しの手順を定め、全ての監理団体について、事業継続の必要性や実施主体の妥当性、事業内容を見直す
 - イ 区は団体ごとに主な課題を提示する。各団体はその課題を踏まえて自主的に見直しに取り組む
 - ウ 事業見直しを踏まえて団体の廃止・統合を検討する
- 4 区の指導・監督等
 - (1) 監理団体は、区の継続的な財政支出の割合が高く、区の業務を補完・代替する団体であることから、区は、団体の財政運営・事業運営等について指導・監督を行う
 - ・報告団体は、区が出資・出損しているが、区の継続的な財政支出の割合が低いまたは行っていない団体であることから、区は、団体の財政運営・事業運営等の把握、および財政状況悪化の場合など最小限の指導を行う
 - (2) 監理団体への指導・監督は、法人の形態（一般社団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人など）に応じて行う
 - (3) 区における指導・監督の推進体制を整備する
 - 監理団体を指導・監督する組織の設置、区職員の専門知識習得、外部人材の活用等

外郭団体の役割と定義について

外郭団体の役割について

1 練馬区の「これから」を考える ～区政の改革に向けた資料～より

外郭団体は、以下の事業を担うことにより区の業務を補完・代替し、良質で効果的な区民サービスを提供する

- (1) 公平性・平等性を確保しつつ、区が実施するよりも効率的で柔軟性、専門性の高いサービスが実施できる事業
- (2) 採算性等の観点から、民間事業者等による実施が困難またはなじまない事業
- (3) 区民や地域団体、民間事業者等のコーディネーターとなる事業
- (4) 区民や地域団体、民間事業者等への助言・指導等に携わる事業
- (5) 先駆的・先導的な取組となる事業
- (6) 区の政策の推進に向け、総合的・横断的な取組が必要な事業



2 見直し案

外郭団体は、以下の事業を担うことにより区の業務を補完・代替し、良質で効果的な区民サービスを提供する

- (1) 公共性・公益性を確保したうえで、区が実施するよりも柔軟性・専門性の観点から効果的・効率的に実施できる事業
- (2) 公共性・公益性の観点から取組が必要な先駆的・先導的な事業で、採算面などの課題があることから民間事業者では実施が困難なもの
- (3) 公共性・公益性を必要とする事業で、区民や地域活動団体、民間事業者に対して専門的な助言・指導あるいはコーディネートを行うもの

外郭団体の定義について

1 現行の定義

練馬区外郭団体指導監督要綱 第2条（現外郭団体の定義）

区の出資割合が2分の1以上の法人または区から運営補助を受け、その事業内容が区の代行補完関係にあり、区と極めて密接な関係を有する団体



2 新たな定義

現外郭団体の定義を廃止して、新たに「練馬区監理団体」と「報告団体」の定義を設ける。

練馬区監理団体（以下「監理団体」という。）

区の出資金・出損金の割合が2分の1以上の団体または区が継続的な財政支出もしくは人的支援・交流を行っている団体のうち、区の継続的な財政支出の割合が団体収入額の3分の1以上を占め、区の業務を補完・代替することから特に指導・監督を行う必要があるものとして区長が指定する団体

報告団体

区の出資金・出損金の割合が2分の1以上の団体のうち、区の継続的な財政支出の割合が団体収入額の3分の1未満の団体

3 監理団体、報告団体に対する基本的な考え方

監理団体

・区の継続的な財政支出の割合が高く、区の業務を補完・代替する団体であることから、区は、団体の財政運営や事業運営等について指導・監督を行う。

報告団体

・区が出資・出損しているが、区の継続的な財政支出の割合が低いまたは行っていない団体であることから、区は、団体の財政運営や事業運営等の把握、および財政状況悪化の場合など最小限の指導を行う。

経営状況を説明する書類の議会への提出

・監理団体、報告団体ともに、地方自治法第243条の3第2項に基づき経営状況を説明する書類を議会に提出する。

練馬区監理団体、報告団体の区分

(経費は 27 決算ベース 単位：千円)

各団体への支出金、団体収入額に占める区の財政支出の割合、区の派遣職員

(区の派遣職員は平成 28 年 8 月 1 日現在)

		団体名	団体の資本金、基本金の額		団体収入額			計 D (B+C)	区の財政 支出の割合 D/A	区の派 遣職員
				区の出資金・ 出損金の額	A	区の財政支出				
						区補助金 B	区委託料等 C			
練馬区監理 団体	1	練馬区土地開発公社	6,000	6,000	6,890,815	0	3,475,861	3,475,861	50.4%	0人
	2	一般社団法人 練馬区産業振興公社	90,500	90,500	545,933	139,459	96,628	236,087	43.2%	3人
	3	一般社団法人 練馬区観光協会	0	0	37,396	30,890	0	30,890	82.6%	0人
	4	公益財団法人 練馬区文化振興協会	100,000	110,000 (2)	643,533	153,935	386,843	540,778	84.0%	6人
	5	社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	3,000	0	880,303	202,129	473,048	675,177	76.7%	0人
	6	公益社団法人 練馬区シルバー人材センター	0	0	1,449,040	91,818	544,197	636,015	43.9%	0人
	7	公益財団法人 練馬区障害者就労促進協会	3,000	3,000	110,871	85,186	6,590	91,776	82.8%	2人
	8	公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社	200,000	210,000 (2)	2,172,397	139,226	1,273,282	1,412,508	65.0%	13人
報告団体	9	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団 (1)	5,000	5,000	4,444,456	17,526	682,437	699,963	15.7%	0人
	10	江古田駅整備株式会社	10,000	5,000	46,799	0	0	0	0%	0人

(1) 練馬区社会福祉事業団について

区からの継続的な財政支出が団体収入額の 3 分の 1 を下回っていることから、「報告団体」に該当する。

ただし、以下の課題を整理するまでの期間は、「練馬区監理団体」とする。

区が無償貸付をしている特別養護老人ホーム等の修繕における区と社会福祉事業団の費用負担

区が無償貸付をしている特別養護老人ホーム等の土地・建物の今後のあり方

と について、区と社会福祉事業団の間で締結している協定等の見直し

(2) 文化振興協会、環境まちづくり公社は、「区の出資金・出損金の額」に開設準備金 各 1,000 万円を含む。